



ハーグ条約 (国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

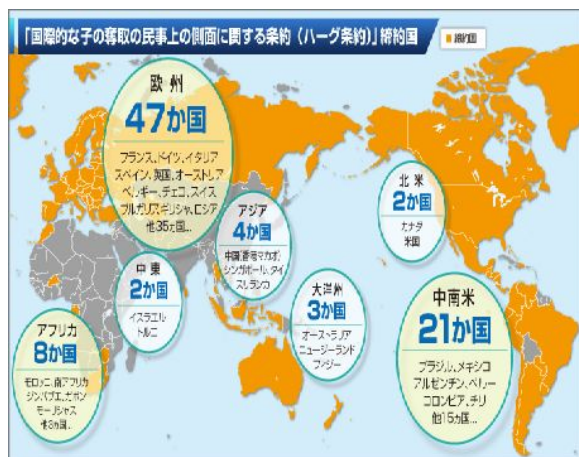
を知っていますか？

外務省



ハーグ条約とは？

ハーグ条約は、国境を越えた子の連れ去りによって生ずる様々な子への悪影響から子を守るために、原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めています。



※この条約は、1980年にハーグ国際私法会議において作成され、1983年に発効。（5月現在、締結国は87か国（米、加、全てのEU加盟国、タイ、シンガポール等）に達し、G8諸國中、日本のみが未締結。）

条約締結のメリットとは？

- 中央当局（※）間の国際協力の仕組みを通じ、外国から子の返還を求めるための手続を迅速に行うことが可能になります。
- 子の連れ去りの発生を未然に防止することが期待されます。
- 国境を越えて所在する親子の面会交流の機会の確保に向けても中央当局による支援を受けることが可能になります。
※条約上締結国に設置を義務付けられた政府の窓口

具体的には・・・

- 日本から他の締結国への子の連れ去りについて、中央当局による支援を受けつつ、条約に基づいた返還手続をとることができるようになります。
- 条約未締結を理由とする我が国への子を伴う渡航制限の改善が期待されます。

●ハーグ条約の締結については、国内に様々な意見があることも踏まえ、条約についての正しい理解の促進に努めるとともに、外部有識者等による詳細かつ広範な議論を踏まえて国内法の作成を行うなど、準備を進めてきました。

●日本政府は、条約及びそれを実施するための国内担保法を第180回通常国会に提出しました。

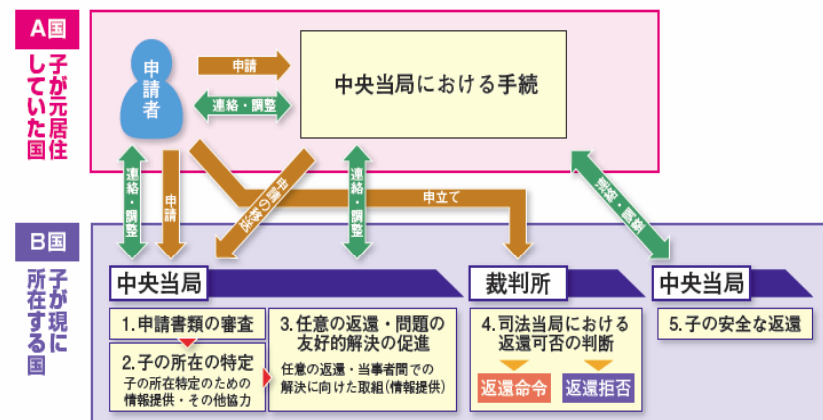
詳細は、外務省HP
「わかる国際情勢（子の連れ去りをめぐる「ハーグ条約」と日本）」
（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol82/index.html>）をご覧ください。



A1 条約に基づく子の返還手続は、条約発効前に起きた子の連れ去りには適用されません。ただし、条約発効後の時点で、親子間の面会交流が実現していなければ、連れ去りの時期に関係なく面会交流についての支援を求めることはできます。

A2 ①子の返還を求める場合
監護権を有する親は、ハーグ条約に基づき、我が国又は子が連れ去られた先の国の中央当局に対し、子の返還のための支援を申請することができます。

A3 対象となるのは、**16歳未満**の子です。



A4 国によっては、子を連れて海外に渡航する際、(離婚後であっても)相手親の同意が必要とされることがありますが(各国の法令、離婚裁判・離婚調停の判決等)、日本人が外国の裁判所等において子を連れて日本に渡航するために許可を求めた場合に、日本がハーグ条約を未締結であることを理由に渡航が許可されないことがあります。これは、我が国が条約を締結していないことにより、仮に子を連れて日本に渡航したまま戻らないような場合に、条約に基づいて子の返還を求めることができないからです。

A5 国によっては、(離婚後であっても) 相手親の同意なく子を国外へ連れ出すことが犯罪となり、逮捕されることもあります(米、英、仏、豪等)。そのようなことが起きないように子を連れて日本に帰ることを希望する場合は、まず弁護士等に相談してください。

A6 ハーグ条約では、原則として、子を元の居住国に返還することになっていますが、以下のような場合には連れ去られた子を返還しなくてもよいと裁判所が判断する場合があります。

①連れ去りから1年以上経過し、子が新たな環境に適応している場合。

②申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合。

③返還により子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状況に置かれることとなる重大な危険がある場合。(例：子への虐待やDV等)

④子が返還されることを拒み、かつその子が意見を考慮するのに十分な年齢・成熟度に達している場合。